

介護保険

介護保険の要介護認定を受けている方は

「障害者控除」が受けられます

町では、要介護認定を受けている65歳以上の方が、所得税、町県民税の申告をされる場合、障害者控除を受けることができます。要介護認定を受けている方に「障害者控除対象者認定書」を1月中にお送りします。申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養義務者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

※「身体障害者手帳等をお持ちの方」や「本人および扶養義務者の住民税が非課税で申告をする必要がない方」は、この認定書は必要ありません。ただし、次のいずれかに該当する方で、要介護4・5の方は特別障害者控除を受けることができます。

1. 身体障害者（3～6級）に該当する方
2. 知的障害者（軽度・中度）に該当する方

	障害者控除認定対象者
対 象 者	要介護認定者(65歳以上)
判定の基準日	12月31日現在
判定の基準	『障害者』に認定される方………要介護 1・2・3の方 『特別障害者』に認定される方………要介護 4・5の方

問い合わせ先
役場保険課介護保険係
☎ 286-3111
内線 124・125

国民年金



20歳になったら 国民年金の加入手続きを！

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入し、共通の基礎年金を受け取るしくみの年金制度です。

国民年金第1号被保険者となる人は、20歳になったら役場保険課窓口で国民年金の加入手続きをしてください。

加入手続きが遅れると国民年金保険料の納付書が納付期限までに送付できなくなり、「納め忘れ」が発生します。

「納め忘れ」があると万一、病気やけがで障がいが残ったときに、障害年金がもらえないことがあります。

加入種別	加入対象者	保 険 料
第1号被保険者	自営業・農林漁業従事者・学生・無職など	個人で納付
第2号被保険者	会社や役所などに勤務し、厚生年金保険・共済組合に加入している人	厚生年金・共済組合の保険料として給料から天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者が加入する年金制度が負担

国民年金保険料月額

14,660円

(平成21年度)

保険料納付は口座振替を利用すると、納め忘れがなく便利・安心・確実です。

国民年金には次のような制度もありますので、ご相談ください。

◆国民年金保険料の納付が困難な場合

「国民年金保険料免除制度」（被保険者本人・配偶者及び世帯主の所得で審査）

◆20歳代の人で、国民年金保険料を後から納めたい場合

「若年者納付猶予制度」（被保険者本人・配偶者の所得で審査）

◆学生で収入がない場合

「学生納付特例制度」 ※手続きには、学生証または在学証明書の写しが必要です。

問い合わせ先
役場保険課国保年金係
☎ 286-3111
内線 122・123